

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルWG
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会

『使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書』平成23年2月
を踏まえた、オートオークション業界の現状と取り組み

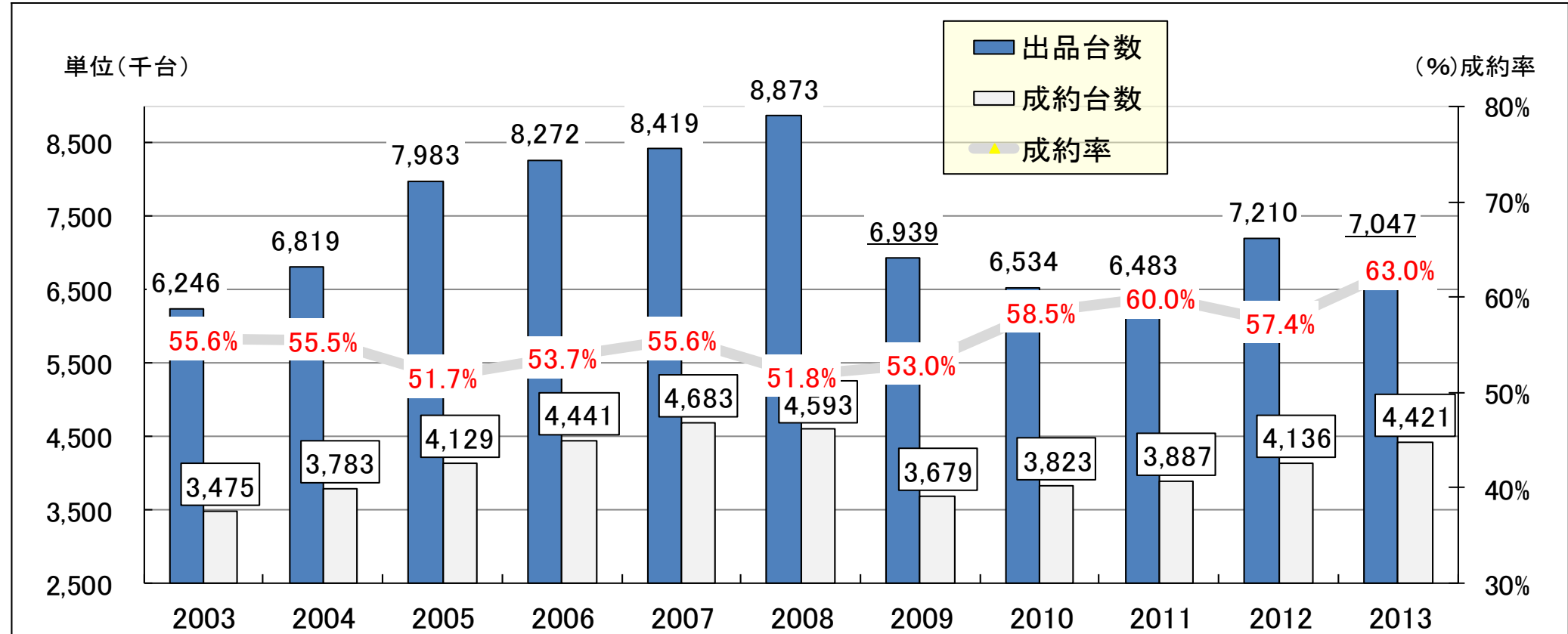
2014年10月2日

目 次

1. オートオークション業界の現状
2. これまでの取り組み
3. フォローアップ アンケート調査結果の報告
4. オークション取引時のリサイクル預託金の取り扱い

1. オートオークション業界の現状

全国オートオークション年間実績の推移 (株)ユーストカー調べ



2009年はリーマンショックの影響から、国内の新車販売が登録車、軽ともに振るわず、下取り・買取車の発生が大幅に減少したと考えられる。対して、2013年は出品台数は同水準となったが、成約台数が約75万台も上回った原因としては、消費増税を前に駆け込み需要によって中古車の小売りが活性化。さらに、円安効果などで輸出も好調で、オークションでの仕入れが拡大したものと考えられる。

2. これまでの取り組み

i 会場・会員への周知

1. 定期刊行物(NAKニュースなど)に、報告書の概要を掲載
2. 本報告書を全国の会場責任者に配布
3. 同年6月の理事会・総会にて本報告書の内容を報告
4. 同年9月からの全国ブロック会議にて、直接会場関係者に周知を図り
その後も、ブロック会議において毎回議題として取り上げ、認識の共有化に努めている

ii 協議会内における検討会の設置

各系列から選出された委員を中心に特別委員会を設置し、取り組みについて検討を行っている

iii 関係団体との意見交換

一社)日本ELVリサイクル機構の役員と特別委員会の委員と合同で意見交換会を定期的に行い、認識の共有化に努めている

2. これまでの取り組み

i 会場・会員への周知

- ・「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」送付時には、抜粋資料を作成し、各会場責任者に送付した。
- ・その後は、全国の会場責任者と直接接するブロック会議の場において、下記の通り、取り組みを継続している。

年度別ブロック会議次第

- | | |
|--------|--|
| 平成23年度 | 《使用済み自動車ガイドライン取り組み》
・報告書の概要、オートオークション会場において取り扱う商品車について(事例紹介)PDF |
| 平成24年度 | 《関連業界との情報交換に関する報告他》
・一社)日本ELVリサイクル機構との情報交換会に関する報告
・使用済自動車等の解体に係る付属品等の取り扱いについて、情報提供 |
| 平成25年度 | 《リユースカーの流札車両取扱いについて(平成17年10月通達)入替え(案)意見交換》
・通達の内容と実情、流札回数と市場価値との関連性や、出品店(所有者)が使用済み自動車と判断した場合の対応について |
| 平成26年度 | 《通達変更に関する説明他》
・通達変更に関する経緯と変更内容に関する質疑
・平成23年度に実施した、オートオークション会場における商品車の事例紹介PDFを再度紹介 |

2. これまでの取り組み

Ⅳ 関係省庁との取り組み

環境省・経産省とは

- ・自動車リサイクル法から外れた解体行為違反に対する啓蒙ポスターの掲示

警察庁・県警本部とは

- ・古物営業法順守の啓蒙ポスターを作成し、不適正業者排除の取り組み
- ・不正解体業者捜査協力として車両情報の提供

V 通達の改正

平成17年10月26日付通達『リユースコーナー(類似コーナー)の流札車両についての取扱について』は全文廃止し、次ページの通り通達を改めた

オークション会場における、商品車の考え方及び流札車両の取り扱いについて

平成26年7月29日発

運営細則附表-3平成17年10月26日付：『リユースコーナー（類似コーナー）の流札車両についての取扱について』は全文廃止し、下記の内容に改める。

記

1. オークション会場で取り扱う商品車の考え方

平成17年以降通達に基づき取り組みを続けてきたが、使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書で「使用済自動車とする一律の基準を設定することは困難であることが明らかになった」とされた。一方、オークション会場に対しては、「商品車の明確化が重要である」とされたことから、商品車の明確化に努め、以下のような、商品車の考え方を提示し、会場間の共通の認識として取り組むこととする。

●オークション会場の考え方

オークション会場は商品車としての中古車の「市場」であるので、商品車と判断されない場合は出品を断ることができる。

●商品車と判断する場合の共通認識

以下の3点をいずれも満たすこと。

- ① 自動車リサイクル法の引き取り報告がされていないこと
- ② 所有権変更に必要な書類があること
- ③ 自動車リサイクル法上認められていない部品取りがされていないこと

2. 流札車両の取り扱いについて

以下により対応する。

- ① 出品店が持ち帰る
- ② 出品店が再出品する
- ③ 出品店が「使用済み自動車」として判断する場合は、解体業者を紹介する
- ④ 会場が買い取る場合は、商品車として合意のうえ買い取る

なお、複数回流札した車両の取り扱いについては、流札回数と市場価値との関連性は認められないため、出品の制限は行わない。

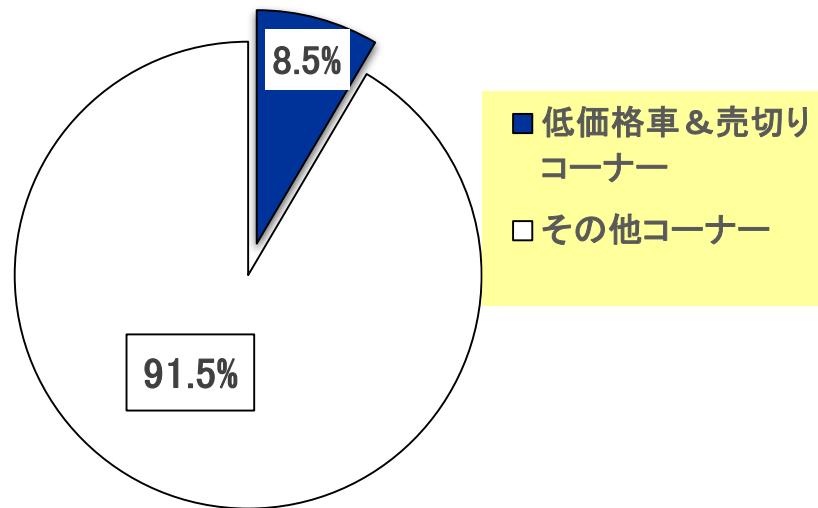
3. フォローアップ アンケート調査結果の報告 (調査対象期間 2013年)

(調査対象 4会員・調査台数は全国比率で **45.8%**)

	出品台数	落札台数	落札率
会場全体	3,230,263	2,212,760	68,5%

	出品台数	落札台数	落札率
低価格車&売切りコーナー	273,685	232,295	84,9%

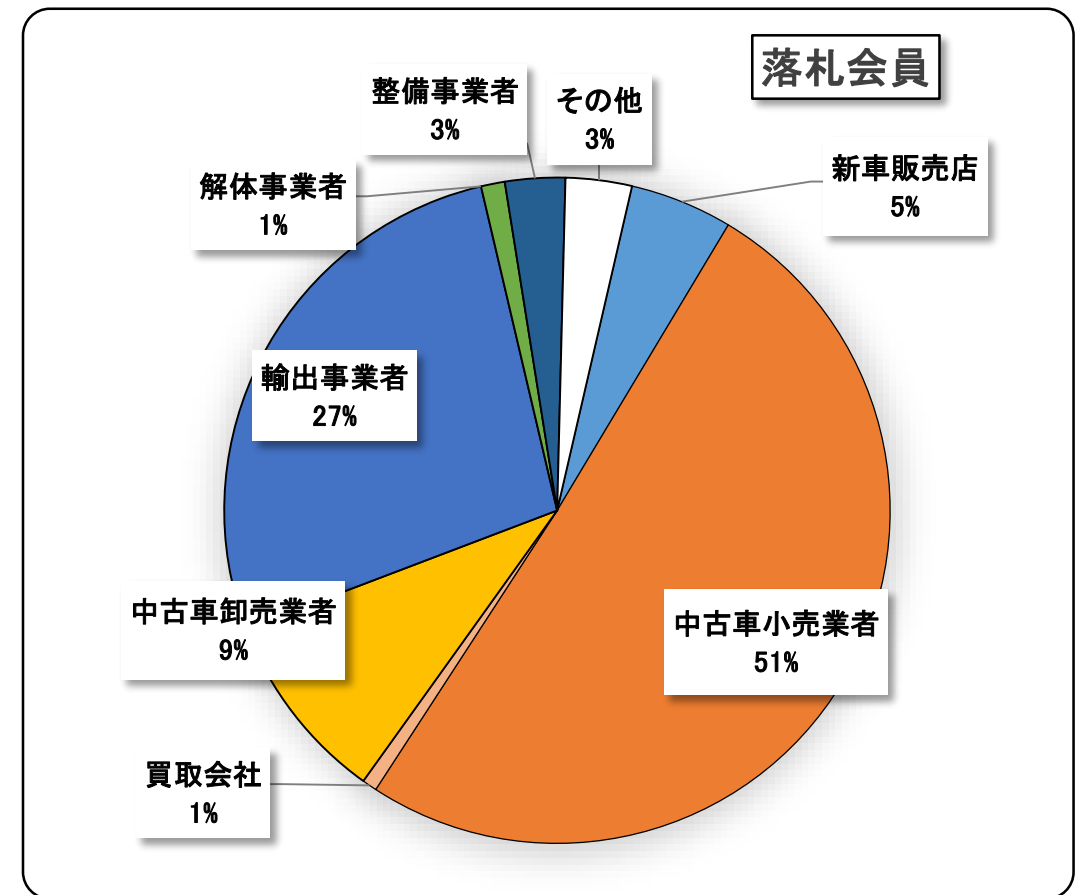
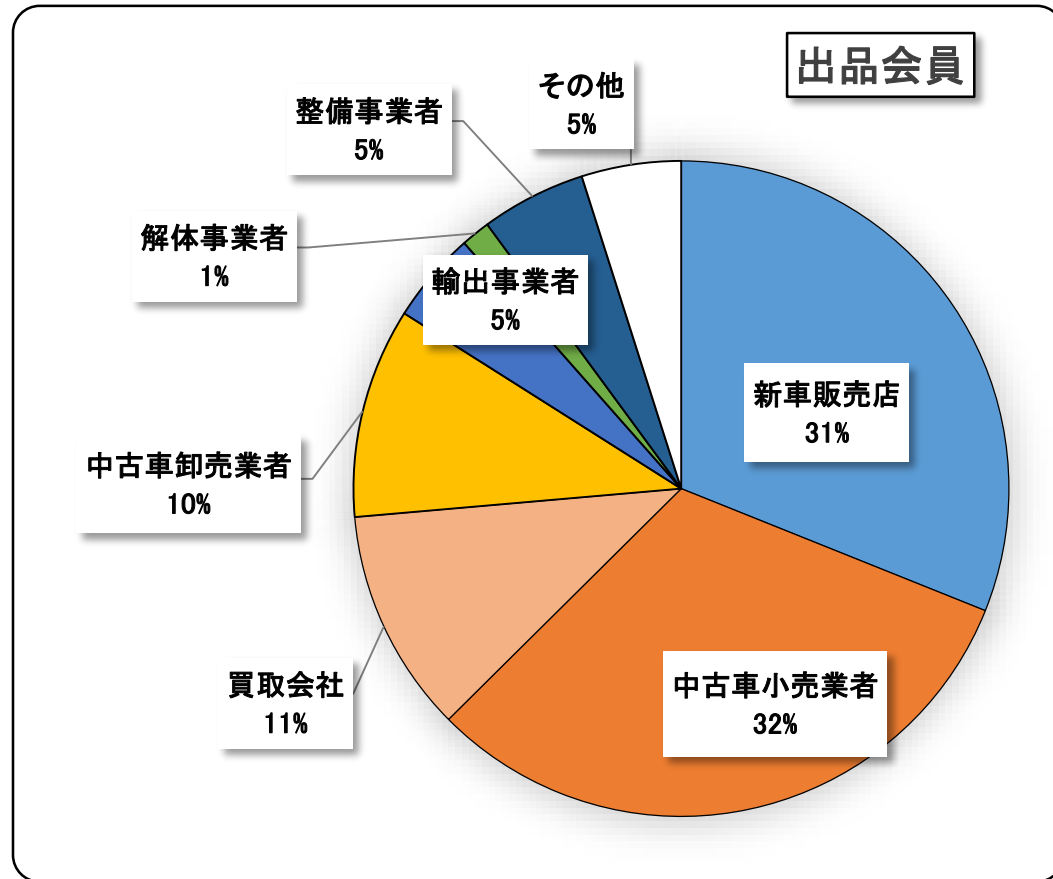
アンケート調査 出品台数比率



再出品	出品店が持ち帰る	会場落札	解体業者を紹介
34,351	5,184	1,850	5
82,99%	12,53%	4,47%	0,01%

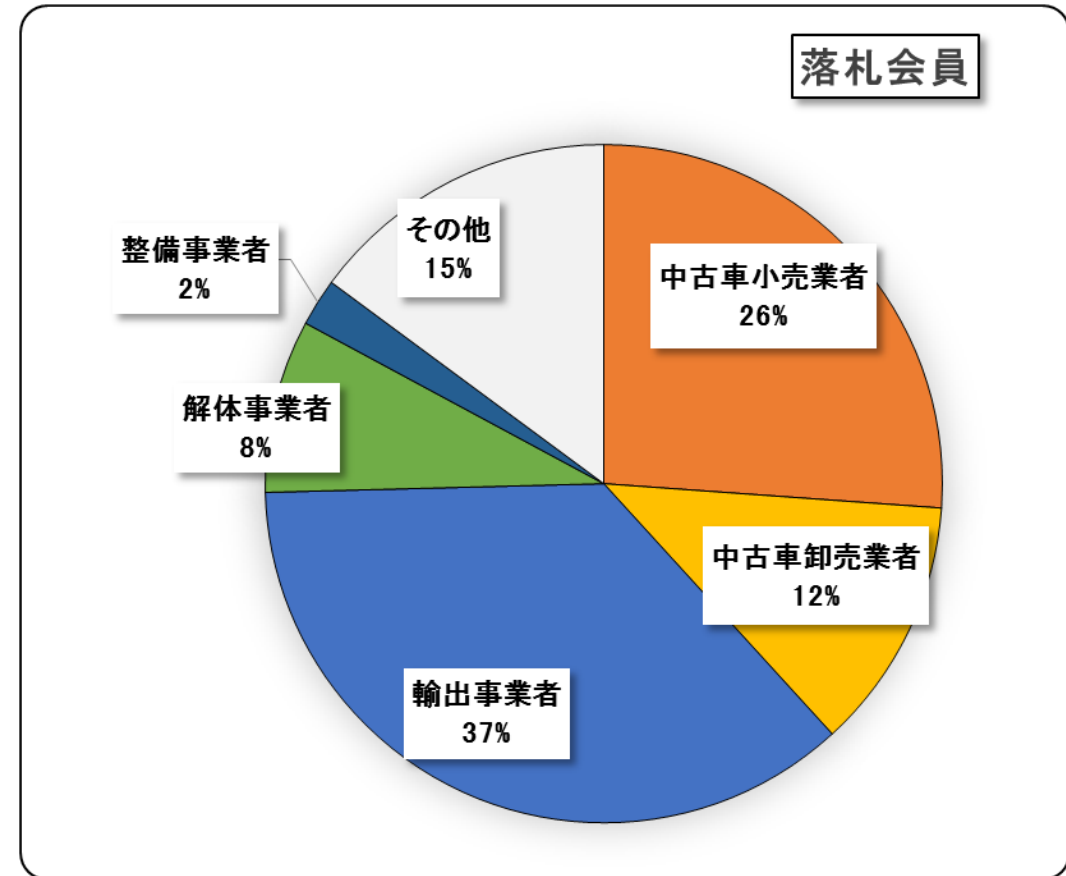
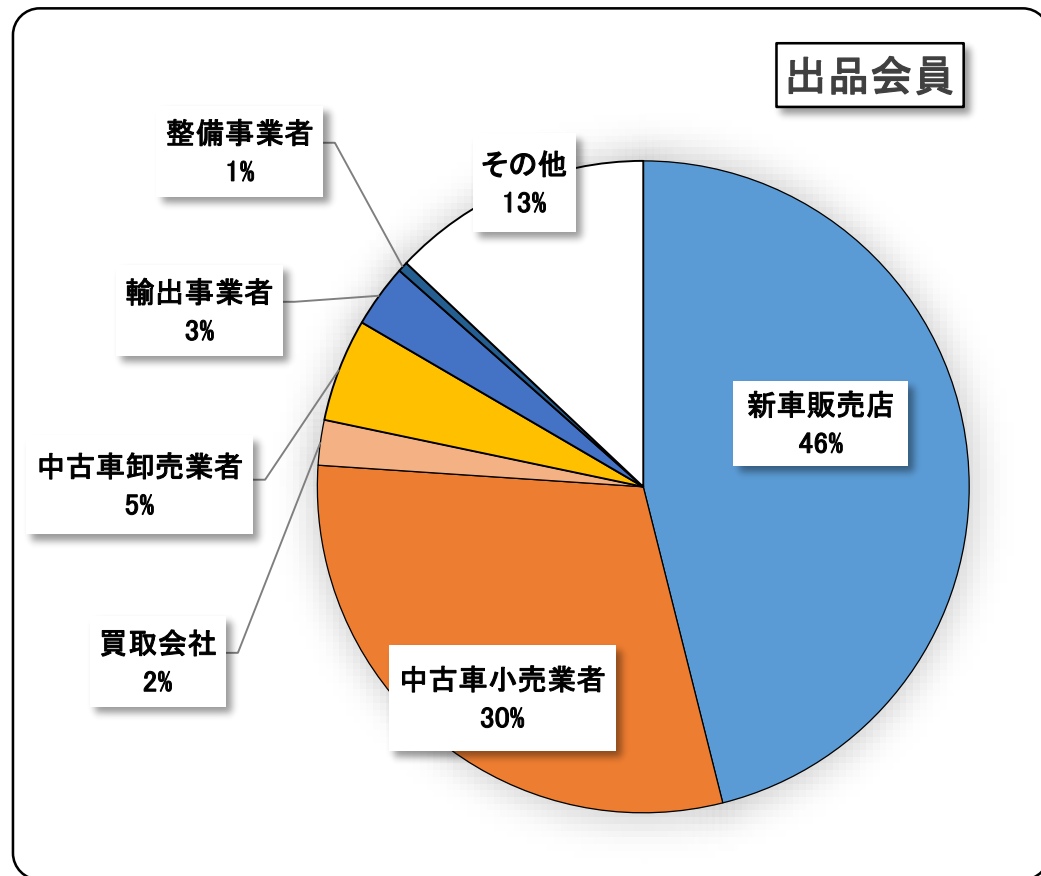
3. フォローアップ アンケート調査結果の報告 (調査対象期間 2013年) オートオークション会場の業態別構成比

会場全体



3. フォローアップ アンケート調査結果の報告 (調査対象期間 2013年) オートオークション会場の業態別構成比

低価格車 & 売切りコーナー

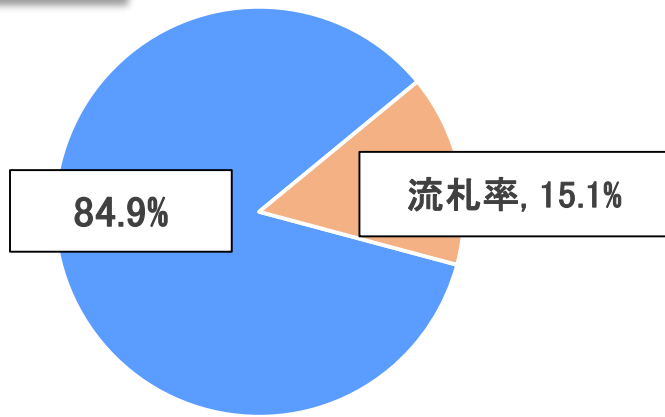


3. フォローアップ アンケート調査結果の報告 (調査対象期間 2013年)

オートオークション会場の現状

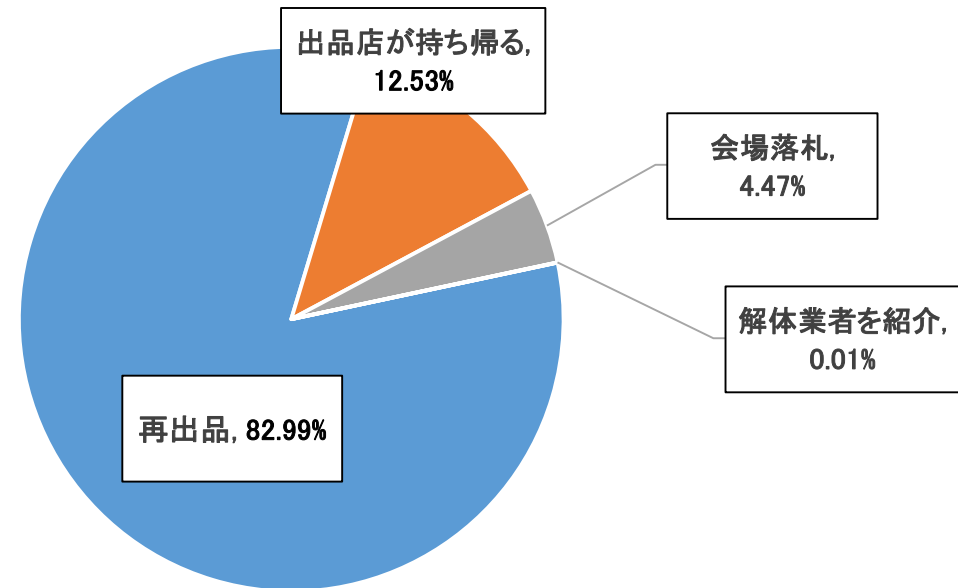
低価格車 & 売切りコーナー

落札率



再出品	82.99%
出品店が持ち帰る	12.53%
会場落札	4.47%
解体業者を紹介	0.01%

流札車両の取り扱い



4. オークション取引時のリサイクル料金の取り扱い

一般的には、オークション会場が取引成立前にリサイクル預託金を預かることはありません

【共通】出品者が出品票の記入欄にリサイクル預託金を申告し、成約時に車両代金、消費税、自動車税等とは別に落札者に請求する。

(請求支払明細書にもリサイクル預託金として記載)

NAK事務システム出品票閲覧(出品票)

オークション出品票

オークション名: _____ 開催日: 201****

出品会場	出品区分	現車	出品番号	修復歴	A
車型コード	16		現車所在都道府県	評価点	R
初登	重名	グレード		外装	D
H09年06月		GLS		内装	D
形式	排気量	ドア	形状	定員	積載量
E-X	1400 CC	05	HB	5名	トン
車台番号	車歴	戸室	冷房	AC	保証書
H26/06	陸運支局	函館	登録番号	シフト	7D7AT
走行距離	124675 Km	燃料	ガソリン	NOx	適合
車色	カラー	カラーコード	色替	無	内装色
装備	PS PW ABS WAB				外車表記
名変期限(書類期限)	R料 13380			モデル	輸入形式
セールスポイント	WOL000078-V4292183 モデル不明			D	R

備考
F/PWSの点灯 SW付夏T Jミ
外装が重い

Front